

公開事業評価（河内長野版事業仕分け）実施規程

（趣旨）

第1条 この規程は、協働型行政への転換、行政サービスの量的拡大から質的充実を図る「選択と集中」による行政運営への転換を図る一つのツールとして、本市が行っている事務事業の「必要性」、「担い手」、「効果」などを、外部からの視点を取り入れ、公開の場において行政と市民等が共に議論し、行政の透明性の確保を図るために実施する公開事業評価（河内長野版事業仕分け）（以下「公開事業評価」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公開事業評価 事務事業の「必要性」・「担い手」・「効果」などについて、外部からの視点を取り入れ、公開の場において行政と市民等が共に議論し、事務事業の改善の方向性などを検討することをいう。
- (2) 評価者 公開事業評価において、市の事務事業に対して評価を行う者をいう。
- (3) コーディネーター 公開事業評価において、市の事務事業に対して評価を行うとともに、市の事務事業に対する意見の総括を行う者をいう。

（実施）

第3条 公開事業評価は、必要に応じて市長が実施する。

(対象事業の選定)

第4条 公開事業評価の対象となる事務事業（以下「対象事業」という。）について、別に定める基準に基づき、市において対象事業候補の選定を行った上で、評価者及びコーディネーター（以下「評価者等」という。）が、対象事業を選定するものとする。

(評価者等の構成)

第5条 評価者等は、18名以内をもって組織する。

2 評価者等は、市民及び行政運営について優れた見識を有する者で構成する。

(評価の区分)

第6条 公開事業評価による評価の区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 廃止
- (2) 民営化
- (3) 実施主体の見直し
- (4) 要改善
- (5) 現行どおり

(評価の結果の反映)

第7条 市長は、公開事業評価による評価を十分に踏まえ、今後の方向性を検討し、検討結果については、公表するとともに、事業内容に反映させる必要があるものについては、施策や次年度以降の予算に反映するよう努めるものとする。

(庶務)

第8条 公開事業評価の庶務は、別に定める部署において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、公開事業評価の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。